

特定健診受診率向上事業における成果連動型民間委託契約方式（PFS）
の導入可能性調査業務委託に関するプロポーザル実施要領

1 業務概要等

(1) 委託業務名称

特定健診受診率向上事業における成果連動型民間委託契約方式（PFS）の導入可能性
調査業務委託

(2) 委託期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(3) 発注者

静岡県

(4) 業務委託費

11,000,000円（消費税及び地方消費税を含む。）を上限とする。

※提案書提出時に「業務受託見積書（様式 8）」を提出するものとする。

(5) 業務内容

別添「仕様書」のとおり

(6) 評価基準

別添「プロポーザル評価基準」のとおり

2 事務局（担当部署及び問合せ先）

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町 9 番 6 号

静岡県健康福祉部健康局健康政策課

電話 054-221-2404

FAX 054-221-3291

メールアドレス kenkouseisaku@pref.shizuoka.lg.jp

3 応募要件

応募者は次の要件を満たさなければならない。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者

(2) 会社法（平成17年法律第86号）に基づく清算の開始がなされていない者、破産法（平成16年法律第75号）に基づく破産手続開始の申立てがなされていない者、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者

(3) 国税及び地方税を滞納していない者

(4) 次のアからキのいずれにも該当しない者であること。

ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第77号。以下「法」

という。)第2条第2号に該当する団体

イ 個人又は法人の代表者が暴力団員等(法第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。以下同じ。)である者

ウ 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員等である者

エ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員等を利用している者

オ 暴力団若しくは暴力団員等に対して、資金等提供若しくは便宜供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し又は関与している者

カ 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

キ 相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知りながら、下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結している者

(5) 静岡県から入札参加資格停止又は入札参加制限の措置を受けている者でないこと。

(6) 静岡県競争入札参加有資格者名簿に登録されている者であること。

(7) 県又はほかの官公庁において、受注実績を有していること。

(8) 健診・検診の受診率向上に関するPFS(可能性調査を含む。)の業務実績を有していること。

4 契約予定者選定までの流れ

次の流れで本業務委託の契約予定者を選定する。

(1) 上記「3 応募要件」をすべて満たす応募者が参加表明書及び提案書を提出する。

(2) 参加表明をした者の参加資格要件を事務局が確認し、選定結果を通知する。

応募者多数(6者以上)の場合、担当者の経験及び能力、企業の能力等の評価上位5者を選定する。

(3) 提案書によるプレゼンテーション及びヒアリングを実施し、別添「プロポーザル評価基準」に基づき、特定健診受診率向上事業における成果連動型民間委託契約方式(PFS)の導入可能性調査業務委託選定委員会(以下「選定委員会」という。)が各提案内容を審査した上で、最も評価が高かった応募者を契約予定者を選定する。

(4) プレゼンテーション及びヒアリングの参加者に審査結果を通知するとともに、県のホームページにて契約予定者の名称及び評価点並びにプレゼンテーション及びヒアリングに参加したすべての応募者の評価点を公表する。

(5) 事務局が契約予定者と随意契約の契約手続を進める。

(6) その他、不測の事態が生じた場合は、選定委員会の判断により協議の上、決定する。

5 スケジュール（予定）

本プロポーザルのスケジュール（予定）は、次のとおりとする。

予定日	内容
令和7年4月11日	プロポーザル実施内容の公開
4月18日	提案書作成に係る質問締切（午後5時まで）
4月28日	質問回答期限
4月30日	参加表明書等提出締切（午後5時まで）
5月2日	審査対象者選定結果通知
5月13日	プレゼンテーション・ヒアリング
5月20日	審査結果通知
5月26日	業務内容等に関する協議
5月下旬	業務委託契約書の締結

6 プロポーザルの手続等に関する事項

(1) 配付資料・配布場所

ア 配付資料

- (ア) 導入可能性調査業務説明書
- (イ) プロポーザル実施要領
- (ウ) 仕様書
- (エ) プロポーザル評価基準
- (オ) 様式集

イ 配付場所

2の事務局で配布するほか、静岡県公式ホームページからダウンロード可。

静岡県ホームページ「PFSの導入可能性調査に係るプロポーザル」

<URL <https://www.pref.shizuoka.jp/kenkofukushi/kenkozukuri/proposal.html>>

(2) 提案書作成に係る質問の受付及び回答

項目	内容
受付期間	令和7年4月11日（金）から4月18日（金）まで （持参の場合は、土・日曜日を除く午前9時から午後5時まで）
受付場所	上記「2 事務局」と同じ。
提出書類	質問書（様式3）
提出方法	電子メール、FAX、持参、郵送のいずれの方法でも可。
回答方法	質問者に対して電子メール等により行うほか、県ホームページにて回答を公開

(3) 参加表明書及び提案書等の受付

項目	内容
受付期間	令和7年4月11日（金）から4月30日（水）まで （持参の場合は、土・日曜日・祝日を除く午前9時から午後5時まで）
受付場所	上記「2 事務局」と同じ。
提出書類	・参加表明書（様式1） ・業務実績書（様式2） ・提案書（様式4） ・業務の実施体制（様式5） ・業務の実施方針（様式6） ・業務の実施計画（様式7） ・業務受託見積書（様式8）
提出部数	様式1、様式2及び様式8：各1部 様式4から様式7：それぞれ原本1部、写し5部
提出方法	持参又は郵送 ※郵送の場合は、受付期間内に必着のこと。
その他	原本は、ホチキス留めせずに、クリップ等で留めること。 写しは、1部毎に左肩1箇所を留めること。

(4) プレゼンテーション及びヒアリング

令和7年5月13日（火）にプレゼンテーション及びヒアリングを実施する。原則として、WEBを使用したテレビ電話システムでヒアリングを行う。使用するシステムについては、事前に担当窓口と調整し、通話環境のテストなどを行った上でヒアリングを行う。実施時間や場所の詳細については、提案書を提出した応募者に別途通知する。

(5) 契約予定者の特定

プレゼンテーション及びヒアリングを実施して提案書を評価し、最も評価点が高い者を契約予定者として特定する。ただし、評価結果が同点の場合、「提案内容の妥当性及び実現性」の評価点が最も高い者を契約予定者とする。再評価の結果、評価の最も高い者が2者以上ある場合、その中で見積額の最も低い者を契約予定者として特定することとし、また、見積額の最も低い者が2者以上ある場合、当該者のくじ引きにより契約予定者を特定する。なお、提案書を提出した応募者が1者の場合でも、プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を行い、その者を契約予定者として特定する。ただし、いずれの場合も評価点の合計が満点の60%に満たない者及びE評価が1つでもある者は、契約予定者として特定しない。

(6) 審査結果通知及び公表

令和7年5月20日（火）にプレゼンテーション及びヒアリングの参加者へ審査結果を

通知するとともに、県のホームページにて契約予定者の名称及び評価点並びにすべての提案者の評価点を公表する。

(7) 業務委託契約の締結

令和7年5月末までに選定委員会が選定した契約予定者を本業務に係る随意契約の相手方として契約を締結する。ただし、契約予定者との間で契約の締結に至らなかった場合は、次点の者と契約を締結する。

(8) 参加を辞退する場合

参加表明書を提出した応募者が参加を辞退する場合は、令和7年5月9日（金）までに「参加辞退届（様式9）」を1部、上記「2 事務局」へ電子メール、FAX、持参又は郵送にて提出すること。

7 資格の喪失

次のいずれかに該当したときは、本プロポーザルへの参加資格を失うことがある。

- (1) 提案書の提出方法、提出先、提出期限に適合しないもの。
- (2) 募集要領に指定する提案書の作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの。
- (3) 提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- (4) 許容された表現方法以外の表現方法が用いられているもの。
- (5) 虚偽の内容が記載されているもの。
- (6) 本プロポーザルに関して審査委員との接触があった者の提案。
- (7) その他不正な行為があったと認められるもの。

8 その他

- (1) プロポーザルに関するすべての書類の作成及び提出に係る費用並びにプレゼンテーション等の参加に係る費用は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 提出書類は返却しないものとする。なお、県は、応募者の許可なく、本プロポーザル以外の目的で提出書類を使用しない。
- (3) 県が提供する資料は、応募に係る検討以外での目的で使用できない。また、応募者は、応募に当たって知り得た情報を県の許可なく第三者に漏らしてはならない。
- (4) プロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、静岡県情報公開条例（平成12年10月27日条例第58号）に基づき、提出書類等を公開する場合がある。
- (5) 応募者は、1つの提案しか行うことができない。
- (6) 提出した書類の変更、再提出はできない。ただし、提出書類の脱漏又は不明確な表示等があり、かつ静岡県が変更を認めたときはこの限りではない。
- (7) 上記「3 応募要件」を満たさなくなった場合には、応募資格を失う。また、提出された提案書等は無効とする。

- (8) 委託業務における内容については、プロポーザルの内容にかかわらず、発注者と協議の上、変更できるものとする。
- (9) 審査結果等に対する不服は一切受け付けない。